事 務 連 絡 令和 2 年 4 月 28 日

都道府県各保健所設置市衛生主特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の 個人情報保護法の取扱いについて

日頃より医療分野における個人情報の取扱いに関し、格別のご配慮を賜り、厚く御 礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 等の関係法令に照らして運用がなされているところではありますが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る、医療機関間における必要な個人情報の円滑な共有のため、患者の転院時における同意取得に係る個人情報保護法の取扱いについて、具体的な事例を示すこととしました。

本事例については、個人情報保護法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

以下に示す個人情報保護委員会のホームページにおいて公表しておりますので、貴部局におかれましては、ご参考にしていただくとともに、管内医療機関等に対する周知方よろしくお願いいたします。

(参考)

〇「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報 保護法の取扱いについて」(個人情報保護員会)

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19_3/

【照会先】

厚生労働省医政局総務課 医療情報化推進室

大江、川畑

電話:03-5253-1111(内線 4168)